

平成 24 年 5 月 31 日（木）10:00～12:00

<事務局からの資料説明>

市長・副市長の退職手当について、
中間答申案の素案について

1 主な論点

- ・ 給料月額の問題は別途議論されるべきで、当審議会では退職手当の掛け率の議論を行うべきではないか
- ・ 水準については、どれが正解かというものはないと思うが、阪神間や中核市等、何かを基準にして水準を決めていくべきではないか
- ・ 中核市の中で中位程度にするのがいいのではないか
- ・ 水準については、阪神エリアを重視すべきと思う。阪神間で高くも低くもない程度にしてはどうか
- ・ 掛け率の水準についてではなく、退職金そのものをどう考えるかと言うことが大切ではないか
- ・ 事務局案は常識的な数字であると思うので、その事務局案より掛け率を上にしても下にしても説明がつかないのではないか。中核市等を見て水準を決定したという説明を行うことが良いと思う
- ・ 尼崎市の財政は厳しい状況であり、それは掛け率に反映させるべきと思うが、市長及び副市長の職務・職責は非常に重いものであり、その重責の中で成果を出してもらうことが重要であると思うので、その中で折り合いを考えるべきである
- ・ 掛け率の案として、市長の掛け率を 100 分の 40 にし、副市長の掛け率については、市長の掛け率である 100 分の 40 に 7 割を掛けて 100 分の 28 とするか、事務局案「3」を準用し、市長の掛け率を 100 分の 41 とし、副市長の掛け率については、市長の掛け率に 7 割を掛けて 100 分の 29 とするという、この 2 案で議論を行いたい
- ・ 副市長の掛け率を市長の掛け率の 7 割とすると、副市長の退職手当額が相当下がることになり、給料月額、期末手当、退職手当の総額の割合が 100 対 70 にならない。掛け率だけを見ると、他都市と比較しても大きな差が生じる可能性があるため、総額を見ることも必要かと思う
- ・ 本日は市長の掛け率を 100 分の 41 又は 40 とするところまで決定したので、次回は、市長及び副市長の掛け率の議論を行う
- ・ 退職手当の金額を選挙公約で減らすという争いになってはいけないと思う。選挙では退職手当をたくさんもらえるような仕事をしますと訴えていくべき
- ・ 市のホームページについて、市民はほとんど見ていないのではないかと思うので、積極的に市民に対して給与水準を示す方法を考えるように付帯意見に記載すべき
- ・ 給料、期末手当、退職手当のトータルの額を示すことを条件に現行制度を継続することとしているので、ホームページや市報ではなく、他の広報活動の具体案を事務局で示して欲しい
- ・ 市民に退職手当の額や算出方法等の数字をたくさん見せれば良いと言うことではなく、数字の意味を簡潔にわかりやすく説明すべき
- ・ 退職手当に縁遠い人もおり、退職手当について違和感を持っている人がいることも年俸制

を考察する理由に加えてはどうか

- ・ 退職手当功績反映案を採用することができない理由として、評価、仕組み、議会手続きの難しさを指摘されたという文言を加えてはどうか
- ・ 年俸制案と退職手当功績反映案については、それぞれ退職手当のあり方について一定の意義を持つ考え方であり、引き続き他都市動向を勘案しながら検討されるべきであるという付帯意見も記載してはどうか
- ・ 市長が自分自身で退職手当に対する功績を判断し、退職手当に反映をしても良いと思う
- ・ 答申案では給料、期末手当、退職手当トータルの給与体系について問題提起をするということにしたい
- ・ 退職手当の中でも勤続報償分と賃金後払分と生活給分があり、賃金後払分と生活給分については、給料月額に積むという議論があったということも中間答申案に入れてほしい
- ・ 功績反映が難しいとなったので、現行制度を継続することとなったが、退職手当の勤続報償説、賃金後払説、生活保障説の3つの説に基づいて、退職手当の中の勤続報償分、賃金後払分、生活保障分の割合を決めることができ、かつ、功績の反映の仕方を決められるのであれば、将来的には退職手当功績反映案や年俸制案を考えうるということも記載したほうがよいのではないか
- ・ 尼崎市の財政再建ができた後の市長の退職手当の水準を他都市と比較してこの程度にすべきということについて合意してはいるが、現行制度に疑問を持っている人が多いということも答申案の中で記載して欲しい
- ・ 市民に誤解を与えないように、きちりと市民に説明できるような発信力を出して欲しい

2 次回の開催へ向けて

市長の掛け率を議論した後に、副市長の掛け率についての議論を行う。また、給与水準の「見える化」についての具体案についても議論を行う。

最後に中間答申案の素案の言葉の問題を議論し、次回で中間答申案を最終のものにする。